

愛媛県立しげのぶ特別支援学校

いじめ防止基本方針

令和8年4月

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立しげのぶ特別支援学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる幼児児童生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、本校では、幼児児童生徒達が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、幼児児童生徒等に対して、該当幼児児童生徒等と一定の人間関係にある幼児児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象となった幼児児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの幼児児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

（3）いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反感・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい） 等

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動、ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（7月、12月、3月）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・情報に関するモラル教育の充実

(6) 校内研修の充実

- ・教職員のカウンセリング能力等の向上

(7) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。幼児児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている幼児児童生徒や通報した幼児児童生徒の安全を確保する。「緊急時に組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている幼児児童生徒、いじめている幼児児童生徒のサイン

①いじめられている幼児児童生徒のサイン

いじめられている幼児児童生徒は自分から言い出さないことが多い。多くの教員の目で多くの幼児児童生徒を観察し、小さいサインを見逃さないことが大切である。

- ・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
- ・教師と視線を合わさず、うつむいている。
- ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。など

②いじめている幼児児童生徒のサイン

いじめている幼児児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に幼児児童生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ・ある幼児児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。など

(3) 教室・家庭でのサイン

①教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・壁等にいたずら、落書きがある。など

②家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。幼児児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。サインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 など

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（1学期末、2学期末）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮児童・生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 幼児児童生徒への対応

①いじめられている幼児児童生徒への対応

いじめられている幼児児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている幼児児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている幼児児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている幼児児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導・支援を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解を図る。
- ・いじめられている幼児児童生徒の苦痛に気付かせる。

- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害幼児児童生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている幼児児童生徒の保護者への対応

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話をする。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじている幼児児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- ・幼児児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、組織的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係幼児児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での幼児児童生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導、助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の幼児児童生徒のひぼう中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の幼児児童生徒に成り済まし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の幼児児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発（長期休業中生徒心得、保護者配布用月行事予定表）

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

- ・情報に関するモラル教育の充実

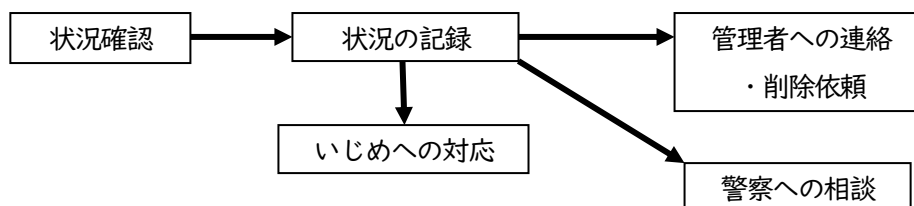
③学級活動、ホームルーム活動等を通して、ネットの正しい使い方等について学ぶ。

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・ 幼児児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の商品を奪い取られた場合

②幼児児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

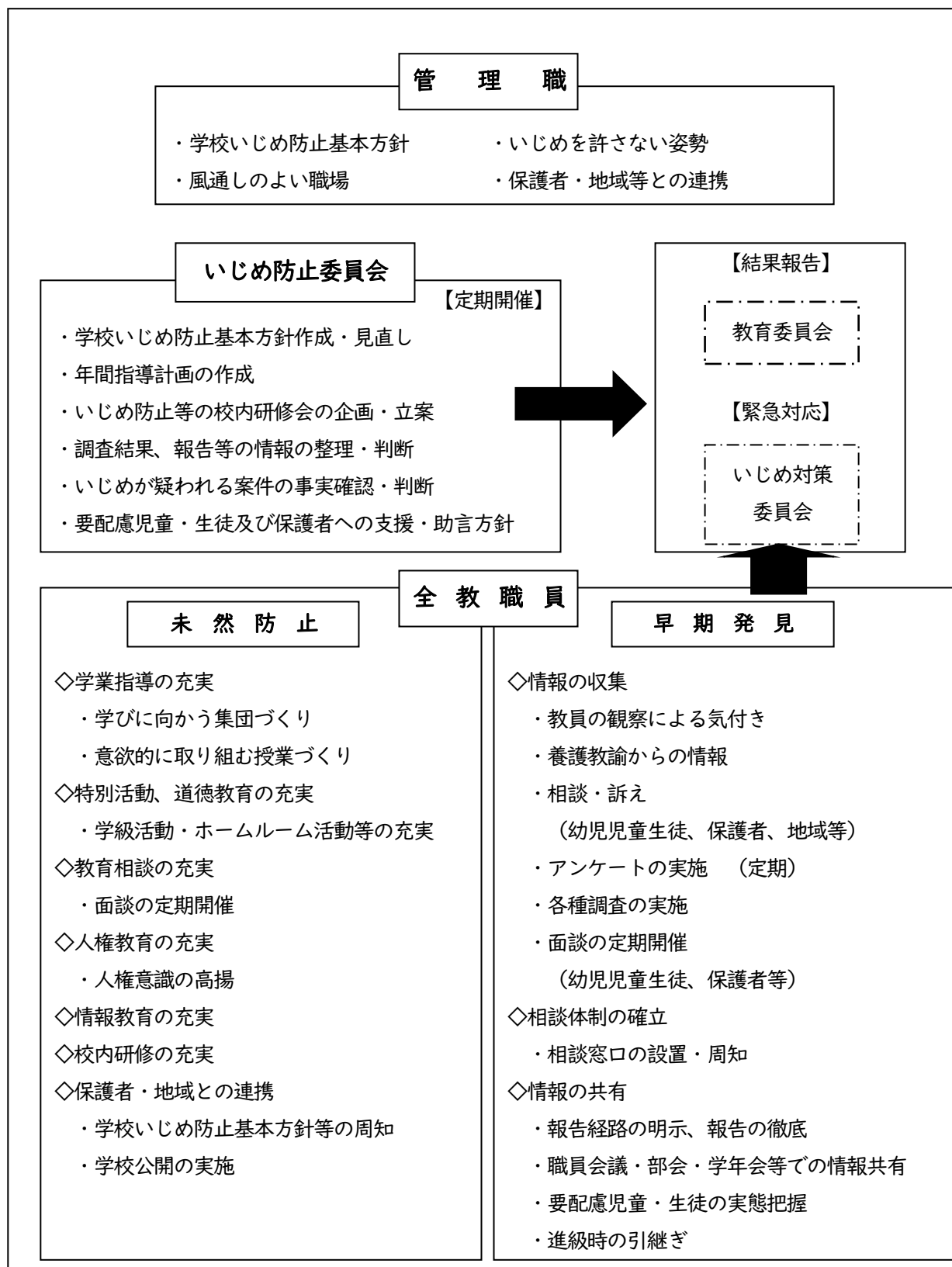
- ・ 年間の欠席が 30 日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

別紙Ⅰ

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙2

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

